平成２３年（フ）第６７０４号
東京都世田谷区尾山台３丁目19―７―203
債務者　上原　尚明
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７０５号
神奈川県逗子市沼間３丁目12―25
債務者　中嶋　敏幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７０７号
東京都八王子市泉町1911―99
債務者　川邉　香織（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７０８号
東京都北区赤羽台３丁目13―10―204
債務者　廣瀬　絵美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７０９号
神奈川県平塚市長持580―９―202
債務者　矢口　昌子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７１０号
東京都目黒区中目黒３丁目５―11―503
債務者　石原真紀子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７１２号
東京都杉並区西荻北４丁目５―30―202
債務者　大山さやか
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７１３号
神奈川県平塚市四之宮６丁目13―６
債務者　石井　清一
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７１９号
東京都練馬区春日町３丁目15―２
債務者　蓮見　國司
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７２１号
東京都北区上十条５丁目33―２―101
債務者　宮之上　傳
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７２３号
東京都大田区蒲田１丁目１―27―101
債務者　畑中まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７２４号
東京都中野区鷺宮１丁目27―７　協英ビル71―101
債務者　近藤冨美雄
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７３２号
東京都八王子市初沢町1227―４　高尾パークハイツＡ―1105
債務者　寺田ルナこと　テラダ　マリア　ルナフィ　オスメニア
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７３３号
東京都北区岩淵町17―３―101
債務者　加藤　誠司
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７４８号
神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘２丁目22―６―202
債務者　前田　恵祐
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部